

下関市国内販路開拓事業新商品開発補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国内販路開拓事業（以下「本事業」という。）を推進するに当たり、ブランドコンセプトに基づき、「おいしも！たのしも！」認定製品の象徴となりうる新商品の開発を行う市内の中小企業者を支援するための国内販路開拓事業新商品開発補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブランドコンセプト 本事業を推進するに当たり、下関産品が存在する意義・下関産品ならではの世の中への役立ち方を表すミッション、下関産品のミッションを追及し続けた先で実現したい未来を表すビジョン及び下関産品がお客様に約束する価値を表すバリューで、市長が別に定めるものをいう。
- (2) 「おいしも！たのしも！」認定産品 ブランドコンセプトに基づき、市長が認定する食料品及び飲料をいう。
- (3) 中小企業者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定めるもの

イ 企業組合

ウ 協業組合

エ 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、市長が認めるもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、「おいしも！たのしも！」認定製品の象徴となりうる新商品（以下「新商品」という。）の開発、当該開発に必要なテストマーケティング等を行う事業とす

る。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 下関市内に本社又は主たる事業所を有し、食料品又は飲料を製造する（他者に委託をして製造する場合を含む。）もの
- (2) 市税に滞納がないもの
- (3) 代表者又は役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないもの
- (4) 本事業に賛同し、市長が別に定める下関産品事業者ミッションに基づいて「おいしも！たのしも！」事業者ワーキンググループ、本事業のプロモーションイベント等に積極的に参画する意思のあるもの
- (5) 補助対象事業による新商品の開発後に、市長が別に定める所要の手続を経た上で、当該新商品が「おいしも！たのしも！」認定産品となることに同意するもの

(補助対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、第12条の規定により補助金の交付を決定した日から当該決定した日の属する年度の3月31日までとする。

(補助金の対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち別表に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、1事業につき100万円を限度とする。

(事業計画の認定申請)

第8条 第11条の規定による申請をしようとする者は、国内販路開拓事業新商品開発計画認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出し、市長から補助対象事業に係る事業計画（以下「事業計画」とい

う。)の認定を受けなければならない。ただし、市長がその添付の必要がないと認める書類については、これを省略させることができる。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 直近の貸借対照表及び損益計算書
- (4) 市税を滞納していないことを証明する資料
- (5) 食品営業許可証の写し（他者に委託をして新商品を製造しようとする場合の当該委託先の事業者の食品営業許可証の写しを含む。）
- (6) 同意書（様式第4号）（他者に委託をして新商品を製造しようとする場合に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類
（委員会）

第9条 市長は、事業計画の認定に当たり、その適否について国内販路開拓事業新商品開発計画認定審査委員会（以下「委員会」という。）において、委員の意見を聴取する。

- 2 委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。
（事業計画の認定）

第10条 市長は、第8条の規定による申請があったときは、前条第1項の規定により聴取した意見を踏まえて、その適否を決定し、適当であると認めるときは国内販路開拓事業新商品開発計画認定通知書（様式第5号）により、適当でないと認めるときは事業計画を認定しない旨を書面により当該申請をした者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第11条 前条に規定する事業計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、国内販路開拓事業新商品開発補助金交付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。この場合において、認定事業者は、第8条の規定により提出した添付書類の記載事項に変更があったときは、変更後の書類を添付しなければならない。

（補助金の交付決定）

第12条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審

査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

（補助金交付の条件）

第 13 条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

（補助金交付決定の通知）

第 14 条 市長は、第 12 条の規定により補助金の交付を決定したときは、国内販路開拓事業新商品開発補助金交付決定通知書（様式第 7 号）により当該認定事業者へ通知するものとする。

2 市長は、第 12 条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を当該認定事業者へ通知するものとする。

（補助金交付申請の取下げ）

第 15 条 前条第 1 項の規定による通知を受けた認定事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、当該通知を受けた後に補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、書面により当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助対象事業の変更に係る承認の申請）

第 16 条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ国内販路開拓事業新商品開発変更承認申請書（様式第 8 号）に補助対象事業変更計画書（様式第 9 号）を添付したものを市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の実施が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助対象事業の実施の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第 1 項の申請書又は前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の

交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

4 前項の場合においては、第 14 条の規定を準用する。

(実績報告)

第 17 条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その完了した日から起算して 20 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、国内販路開拓事業新商品開発補助金実績報告書（様式第 10 号）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長がその添付の必要がないと認める書類については、これを省略させることができる。

- (1) 補助対象事業実績報告書（様式第 11 号）
 - (2) 補助対象事業収支精算書（様式第 12 号）
 - (3) 補助対象事業の成果を説明する資料
 - (4) 補助対象事業により開発した新商品の写真
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定等)

第 18 条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、国内販路開拓事業新商品開発補助金額確定通知書（様式第 13 号）により当該補助対象事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第 19 条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助対象事業者に対して指示することができる。

2 第 17 条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。

(補助金の交付請求)

第 20 条 第 18 条の規定による通知を受けた補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、国内販路開拓事業新商品開発補助金交付請求書

(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第21条 市長は、前条の規定により請求書の提出を受けたときは、これを審査し、適当であると認めるときは、補助対象事業者に当該請求額を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第22条 補助対象事業者は、補助対象事業の実施状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類（市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。）を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第23条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) 不適当な方法で補助対象事業が実施されているとき。
- (5) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助対象事業者に対し期限を定めてその返還を命ずる。

3 前2項の規定は、第18条の規定による補助金の確定があった後においても適用する。

(検査等)

第24条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の実施上必要な指示をし、又は第22条の帳簿その他関係書類について検査をすることができる。

(その他)

第25条 この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、令和 8 年度以前の予算に係る補助金（同年度の予算で翌年度に繰り越したものに係る補助金を含む。）の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

別表（第6条関係）

区 分	内 容
コンサル料	ブランディング、マーケティング、食品表示等に関する外部専門家の活用に要する経費
事業費	原材料費、委託・外注費、産業財産権等取得費、展示会等催事出展費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、手数料、使用料及び賃借料、消耗品費

備考

- 1 代表者、役員又は使用人その他の従業員に係る人件費及び新商品の販売に要する経費は、補助金の交付の対象としない。
- 2 補助対象経費に該当する経費であっても、本市の他の補助制度の適用を受けた場合で、重複する補助対象経費については、補助金の交付の対象としない。
- 3 国庫補助金等本市以外の他の補助制度の適用を受けた場合は、当該交付決定を受けた補助額を除いた額を補助対象経費とする。

様式第 1 号（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

所在地 _____
申請者 名称 _____
代表者名 _____

国内販路開拓事業新商品開発計画認定申請書

「おいしも！たのしも！」認定産品に係る新商品の開発について、下関市国内販路開拓事業新商品開発補助金交付要綱第 8 条の規定により、事業計画の認定を受けたいので、次の関係書類を添えて申請します。なお、この申請に当たり、同要綱第 4 条に定める補助対象者の要件を満たしていることを誓約します。

関係書類

- 1 事業計画書（様式第 2 号）
- 2 事業収支予算書（様式第 3 号）
- 3 直近の貸借対照表及び損益計算書
- 4 市税を滞納していないことを証明する資料
- 5 食品営業許可証の写し（他者に委託をして新商品を製造しようとする場合の当該委託先の事業者の食品営業許可書の写しを含む。）
- 6 同意書（様式第 4 号）（他者に委託をして新商品を製造しようとする場合に限る。）
- 7 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

事業計画書

1 事業者名等

事業者名		代表者名	
担当者名		T E L	
E - m a i l		F A X	
所在地			
設立年月日	年 月 日	資本金	千円
従業員数		売上高(直近)	千円
業 種		業務内容	

2 総括表

事業名		
事業概要		
商品概要	商品名	
	主原料産地	
	内 容 量	
	小売価格(税込)	
	賞味/消費期限	
	保 存 方 法	
事業実施期間	年 月 ~ 年 月	

3 事業内容

事業目的

アピールポイント

- ①下関への想い、製法や素材のこだわり、独自の考え方
- ②良好な下関の素材や、独自性、卓越性のある製法
- ③家族や友人にすすめしたくなるおいしさ
- ④ストーリーや創造性、それを伝える工夫
- ⑤驚きやワクワク、意外性
- ⑥歴史、文化、自然、産地、製法、その他「下関ならではの」もの
- ⑦下関市民に愛され、未来へと紡ぐべき価値
- ⑧その他

セールスポイント（自社の強み）

競合・市場等、自社を取り巻く状況

販売ターゲット・販売戦略

生産体制

(原料調達)

(生産体制)

予想される課題と対策

新規の設備投資の有無（有の場合は設備名）

事業計画に係る商品の売上収支見込

(単位：千円)

	1 年 目 (年 月 期)	2 年 目 (年 月 期)
売上高①		
うち域外		
売上原価（仕入高）②		
販売費及び一般管理費③		
②、③のうち減価償却費 (新規設備投資が有の場合)		
営業利益（①－②－③）		

事業を実施する際の連携体制

事業実施スケジュール

様式第3号（第8条関係）

事業収支予算書

（ 年 月 日 ～ 年 月 日 ）

1 収入の部

経費区分	金額（円）	備考
補助金		
借入金		
自己資金		
その他		
合計		

2 支出の部

経費区分		金額（円）	経費の説明・積算内訳
補助対象経費	コンサル料		
	事業費		
補助対象外経費			
合計			

- (1) 金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いて記載し、1,000円未満を切り捨てること。
- (2) 補助金の額は、補助対象経費の合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に2分の1を乗じて得た額（上限額：100万円）を記載すること。
- (3) 補助対象経費のうち事業費の経費区分は、下関市国内販路開拓事業新商品開発補助金交付要綱の別表に掲げる区分の内容と同じ用語を使用すること。
- (4) 収入の部の合計額と支出の部の合計額とを一致させること。

様式第 4 号（第 8 条関係）

同 意 書

所在地 _____
申請者 名 称 _____
代表者名 _____

申請者が開発しようとする商品について、下関市から国内販路開拓事業新商品開発補助金に係る事業計画として認定された場合で、下関市が定める所要の手続を経た後に「おいしも！たのしも！」認定製品となったときは、当社が当該商品を製造することに同意します。

年 月 日

（宛先）下関市長

所在地 _____
製造者 名 称 _____
代表者名 _____ 印

（自署した場合は代表者印の押印不要）

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

申請者氏名

下関市長



国内販路開拓事業新商品開発計画認定通知書

年 月 日付け国内販路開拓事業新商品開発認定申請書の提出があった事業計画について、下関市国内販路開拓事業新商品開発補助金交付要綱第 9 条第 1 項に規定する審査委員会の意見を踏まえ、審議・検討を行い、下記のとおり事業計画として認定したので、同要綱第 1 0 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 事 業 名

2 事業実施期間

3 そ の 他

様式第 6 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

所在地 _____
申請者 名称 _____
代表者名 _____

国内販路開拓事業新商品開発補助金交付申請書

国内販路開拓事業新商品開発補助金の交付を受けたいので、下関市国内販路開拓事業新商品開発補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、下記のとおり申請します。なお、この申請に当たり、同要綱第 4 条に定める補助対象者の要件を満たしていることを誓約します。

記

- 1 事業名 _____
- 2 事業費 _____ 円
- 3 補助対象経費 _____ 円
- 4 交付申請額 _____ 円
- 5 添付書類（認定申請書に添付した書類のうち、変更があったもの）

様式第 7 号（第 1 4 条関係）

第 号
年 月 日

申請者氏名

下関市長



国内販路開拓事業新商品開発補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった国内販路開拓事業新商品開発補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので、下関市国内販路開拓事業新商品開発補助金交付要綱第 1 4 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 _____ 円

2 交付条件

3 その他

下関市国内販路開拓事業新商品開発補助金交付要綱の規定に違反したときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることがあります。

様式第 8 号（第 1 6 条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

所 在 地 _____

申 請 者 名 称 _____

代表者名 _____

国内販路開拓事業新商品開発変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった国内販路開拓事業新商品開発補助金に係る補助対象事業を、補助対象事業変更計画書（様式第 9 号）のとおり変更したいので、下関市国内販路開拓事業新商品開発補助金交付要綱第 1 6 条第 1 項の規定により、その承認を申請します。

様式第 9 号（第 1 6 条関係）

補助対象事業変更計画書

1 補助対象事業名 _____

2 事業内容の変更点とその理由

（変更前と変更後が明確にわかるように記載すること。）

（１）事業内容の変更点
（２）事業内容を変更する理由

3 経費の配分

経 費 区 分			金 額（円）		経費の説明・積算内訳
			変更前	変更後	
補 助 対 象 経 費	コンサル料				
	事 業 費				
補 助 対 象 外 経 費					
合 計					

※補助対象事業の内容変更のみで、経費の配分に変更が生じないときは、この表の記載は必要としない。

※消費税及び地方消費税相当額を除いて記載し、1,000 円未満を切り捨てること。

様式第 10 号（第 17 条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

所在地 _____
申請者 名 称 _____
代表者名 _____

国内販路開拓事業新商品開発補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった国内販路開拓事業新商品開発補助金に係る補助対象事業について、下関市国内販路開拓事業新商品開発補助金交付要綱第 17 条の規定により下記のとおり実績を報告します。

記

1 補助対象事業名 _____

2 交付決定額 _____ 円

3 補助対象経費の実支出額 _____ 円

4 事業完了（予定）年月日 _____ 年 月 日

5 添付書類

- （1）補助対象事業実績報告書（様式第 11 号）
- （2）補助対象事業収支精算書（様式第 12 号）
- （3）補助対象事業の成果を説明する資料
- （4）補助対象事業により開発した新商品の写真
- （5）その他市長が必要と認める書類

様式第 1 1 号（第 1 7 条関係）

補助対象事業実績報告書

(1) 事業期間			
開始日	年	月	日
終了日	年	月	日
(2) 事業内容			
(3) 実施結果			
(4) 今後の販路開拓に向けた計画及び課題			

様式第 1 2 号（第 1 7 条関係）

補助対象事業収支精算書

1 収入の部

経 費 区 分	金 額（円）	備 考
補 助 金		
借 入 金		
自 己 資 金		
そ の 他		
合 計		

2 支出の部

経 費 区 分		金 額（円）	経費の説明・積算内訳
補 助 対 象 経 費	コンサル料		
	事 業 費		
補 助 対 象 外 経 費			
合 計			

- (1) 金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いて記載し、1,000 円未満を切り捨てること。
- (2) 補助金の額は、補助対象経費の合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に 2 分の 1 を乗じて得た額（上限額：100 万円）を記載すること。
- (3) 補助対象経費のうち事業費の経費区分は、下関市国内販路開拓事業新商品開発補助金交付要綱の別表に掲げる区分の内容と同じ用語を使用すること。
- (4) 収入の部の合計額と支出の部の合計額とを一致させること。

様式第 1 3 号（第 1 8 条関係）

第 号
年 月 日

申請者氏名

下関市長



国内販路開拓事業新商品開発補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった国内販路開拓事業新商品開発補助金に係る補助対象事業について、下記のとおり補助金額を確定したので、下関市国内販路開拓事業新商品開発補助金交付要綱第 1 8 条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象事業名 _____
- 2 交 付 決 定 額 _____ 円
- 3 確 定 額 _____ 円

様式第 1 4 号（第 2 0 条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

所在地 _____
申請者 名称 _____
代表者名 _____

国内販路開拓事業新商品開発補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号をもって確定額の通知があった
補助金について、下関市国内販路開拓事業新商品開発補助金交付要綱第 2 0 条の
規定により下記のとおり請求します。

記

1 補助事業名 _____

2 請求額 _____ 円

3 振込先 金融機関名及び支店名 _____

預金種別 _____

口座番号 _____

（フリガナ）
口座名義人 _____